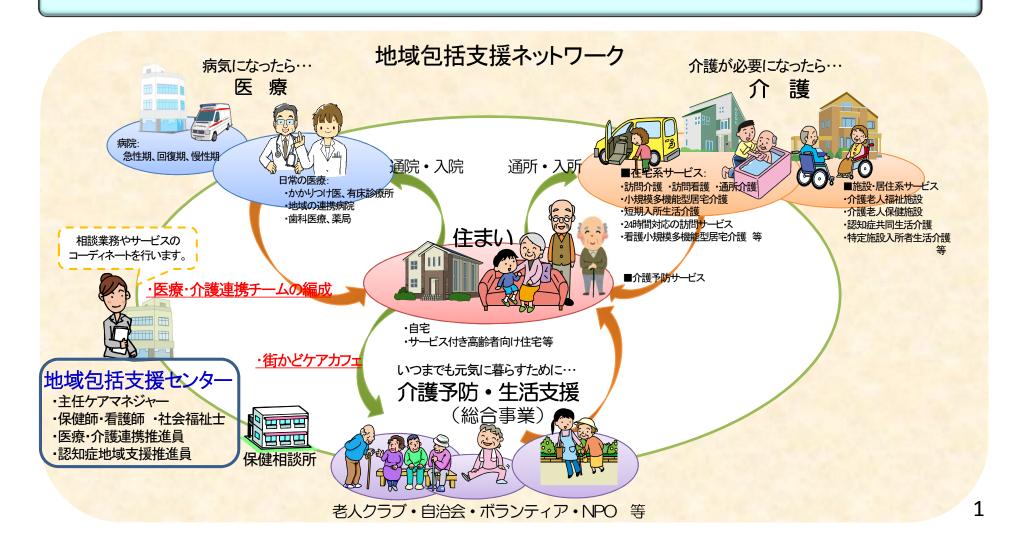
# 地域包括支援センターの 運営体制について

平成28年7月22日高齢施策担当部高齢者支援課

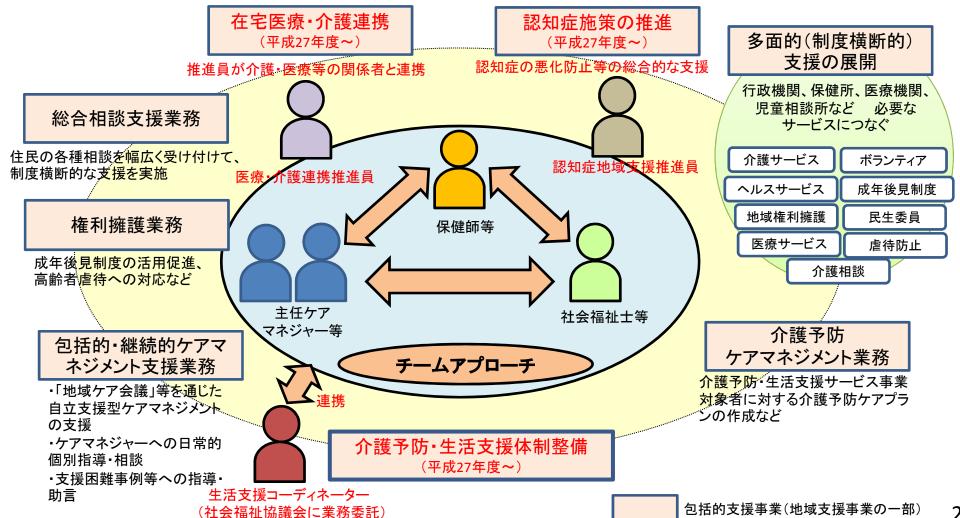
# 地域包括ケアシステムの確立

○ 団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年に向け、また、その後のさらなる高齢化も見据え、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立(ビジョン 戦略計画5)

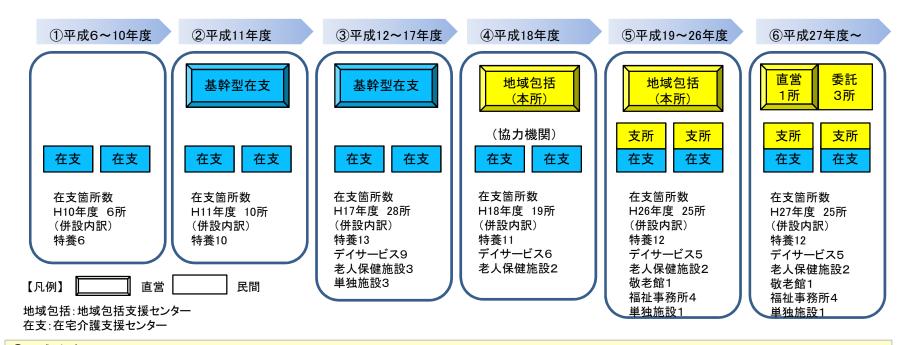


# 地域包括支援センターについて

- 地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員(ケアマネ)を常勤で配置し、3職種のチーム アプローチにより、高齢者の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援
- 地域包括ケアシステムは、練馬・光が丘・石神井・大泉の4圏域で確立。4か所の高齢者相談センター本所と25か所の支所が 連携して、相談・支援を実施



# 地域包括支援センターの変遷



#### ① 平成6年度~

老人福祉法により、在宅介護サービスの地域拠点として在宅介護支援センター(以下、在支)開設。民間事業所を活用して設置

#### ② 平成11年度

- 基幹型在支を総合福祉事務所内に設置。12年度からの介護保険制度導入を見据え設置。(11~12年度は練馬のみ基幹。13年度から4福祉事務所を基幹型とした)

#### ③ 平成12年度~

介護保険制度開始。

#### 4 平成18年度

法改正により予防重視型の介護制度へ。地域包括支援センター(以下、「包括」)を設置。法改正を受け、基幹型、地域型在支の別もなくなったため、区では、基幹型在支を廃止し、包括を4所とした。なお、この際に地域在支は28所から19所に整理(従来の居宅支援サービスの他、新たなサービスに注力いただくための対応)。残った19所は包括の協力機関(ブランチ)と位置づけ、住民の相談を包括に取り次ぐ役割を担う。

#### ⑤ 平成19年度~

地域在支に「支所業務」を委託し、サブセンター方式に移行。省令により予防ケアプランの委託件数がケアマネジャー1人当たり8件までとされたため、ケアプラン数増加に対応するため、民間の窓口を活用することとした。以降、介護保険法に基づく基準「高齢者(第1号被保険者6,000人未満に1所」とするために、順次、支所(=在支)を増設。(省令によるプラン委託上限はH23年度に廃止されたため、区においては24年度から上限を30件とした)

また、高齢者にとって分かりやすく、気軽に相談できる場となるよう、平成21年度から「高齢者相談センター」の呼称の使用開始

#### ⑥ 平成27年度~

専門職を安定的に確保し、より実効性のある組織とするため、4本所のうち3所を委託

# 地域包括支援センターの現行体制

## 地域包括支援センター(高齢者相談センター本所)

#### 【包括的支援業務】

- ①総合相談支援
- ②権利擁護
- ③包括的・継続的ケアマネジメント (事業者への指導・助言、同行訪問など)
- 4介護予防ケアマネジメント
- (介護予防プラン作成支援・委託)

- ⑤医療・介護連携推進員による相談等対応
- ⑥認知症地域支援推進員による相談等対応
- ⑦介護予防・生活支援サービスの体制整備
- ⑧地域ケア圏域会議の開催、各種会議への参加
- ⑨指定介護予防支援

(委託先への介護予防に関する指導・助言、支 所等の利用実績のとりまとめなど) 本所のみの業務

支所への指導・助言

# 在宅介護支援センター

### 【在支業務】

- ①福祉用具貸与
- ②よりあいひろば
- ③高齢者見守り訪問
- ④生保世帯高齢者への支援 など

# サブセンター (高齢者相談センター支所)

【在支から引き継いだ業務】

- ①保健医療サービス等の情報提供
- ②在宅介護、介護予防等に関する 各種相談
- ③地域ケア個別会議の開催
- 4総合相談支援
- ⑤権利擁護(虐待対応、区長申立など)

## 【支所独自業務】

- ①包括的・継続的ケアマネジメント
- ②介護予防ケアマネジメント ※本所の役割以外のすべて

在支業務は青字、地域包括業務は赤字で記載

# 在宅介護支援センターと地域包括支援センターの比較

	在宅介護支援センター	地域包括支援センター
位置 づけ	〇老人福祉法第15条第2項(老人介護支援センター) 〇社会福祉法の第2種社会福祉事業	〇介護保険法第115条の46(地域包括支援センター) 〇地域支援事業
対象者	〇高齢者	〇地域住民
財源	〇100%区一般財源	○国39%、都19.5%、区19.5%、1号保険料22%
業務内容	○地域の高齢者の実態把握 ○介護予防サービス利用支援 ○保健福祉・介護保険サービス等の利用啓発 ○在宅介護等に関する相談対応 ○介護教室等の開催、福祉用具等の利用支援 ○保健福祉サービス等の利用支援 ○ケアマネジャー等との日常的な連絡調整 ○ケアマネジャーの支援	○総合相談支援事業 ○権利擁護事業 ○包括的・継続的ケアマネジメント業務 ○介護予防ケアマネジメント ○在宅医療・介護連携の推進 ○認知症施策の推進 ○介護予防・生活支援サービスの体制整備 ○地域包括支援ネットワークの構築 ○指定介護予防支援業務 ○その他二次予防事業対象者の把握事業や任意事業等
職員配置	〇必要数(社会福祉士、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員のいずれか1人でも可) 〇居宅介護支援事業所との兼務可	〇保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することが原則( <b>常勤専従</b> ) 〇居宅介護支援事業所との兼務不可
認可	〇都道府県知事に届出	〇市町村長に届出
消費税	〇非課税	〇非課税
用地用途	〇建築基準法第28条第1項の特殊建築物 (児童福祉施設等)	〇設置される建物による

# 地域包括支援センターの相談対応件数および介護予防支援件数

		・ 高齢者相談センター 本所・支所名	各担当区域高齢者数等 (平成28年1月1日時点)		相談対応件数		介護予防支援件数(ケアプラン作成数)						
	番号		人口	高齢者数	高齢化率	25年度	26年度	27年度	25年度	26年度	27年度	27年度	(内訳)
			(人)	(人)	(%)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	予防	総合事業
本所	1	練馬	169,438	33,375	19.7%	11,158	18,392	9,136	104	70	16	14	2
			202,360	43,162	21.3%	8,116	8,562	7,410	14	79	11	4	7
			207,480	45,181	21.8%	11,339	12,817	8,541	9	0	3	0	3
			139,831	33,324	23.8%	6,233	6,158	15,616	66	34	9	0	9
		第 2 育 秀 苑	,	5,250	20.0%	2,273	2,329	4,931	379	389	1,201	281	920
	2	桜 台		5,395	22.0%	2,666	3,015	4,722	338	249	1,121	446	675
	3	豊 玉	,	6,928	18.0%	2,801	2,559	3,764	270	215	969	216	753
		練馬	,	5,153	20.7%	3,469	2,447	3,791	292	242	882	212	670
		練馬区役所		4,500	18.1%	5,925	5,150	6,677	279	270	783	216	567
		中 村 橋	30,577	6,149	20.1%	1,914	2,043	4,292	2	259	744	173	
	7	錦	35,730	6,596	18.5%	2,176	2,085	3,322	348	300	703	253	450
		練馬キングス・ガーデン	31,975	5,918	18.5%	2,332	2,605	3,659	289	300	789	234	
		田柄		7,210	21.2%	3,331	2,946	3,668	431	303	1,116	247	869
		練馬高松園		7,069	21.1%	3,932	3,910	3,778	355	279	928	307	621
	11	光 が 丘	<del>-                                    </del>	6,987	27.6%	6,236	7,448	8,345	342	280	1,079	294	
_	12	高 松		4,920	22.2%	1,591	1,765	3,033	210	261	753	275	
支所	13	第 3 育 秀 苑		4,462	22.6%	2,005	2,265	4,144	306	295	727	225	
'''		練馬ゆめの木	,	7,007	20.5%	4,562	3,930	5,184	360	312	946	233	713
	15	富士 見台		6,343	22.1%	4,509	3,879	6,346	337	184	828	197	631
	16	石 神 井		6,814	22.7%	6,082	6,753	7,873	396	354	1,093	365	
		フローラ石神井公園	<u> </u>	4,957	21.5%	7,812	6,233	8,160	233	109	528	108	
	18	第二光陽苑	<del>-                                    </del>	6,195	20.6%	6,593	7,218	6,719	260	215	794	207	587
	_	関 町	,	6,683	22.0%	5,379	3,728	2,786	310	223	966	259	
	20	上 石 神 井		7,182	23.2%		3,966	13,380		50	868	143	
	21	やすらぎミラージュ	<del> </del>	5,988	26.6%	3,683	3,283	3,751	285	196	650	232	
	22	ふきのとう	<u> </u>	6,508	26.6%	3,584	3,125	4,591	389	327	904	307	597
		大泉学園		7,022	22.0%	5,057	5,306	5,527	380	254	910	268	
		光陽苑		6,601	23.1%	2,922	3,467	4,049	465	369	953	321	632
	25	大泉	. 32,363	7,205	22.3%	7,563	7,909	8,056	382	228	978	255	723
		合計	719,109	155,042	21.6%	135,243	145,293	175,251	7,831	6,646	22,252	6,292	15,960

## 現状・課題

# 地域包括支援センターを取り巻く現状と課題

#### 高齢化の進展

- ひとり暮らし高齢者は、今後10年間で約9千人増加 (H27年 46,349人 ⇒ H37年 54,885人) ひとり暮らし高齢者は、複数世帯に比べ、要介護認定率が高い。 (H27年要介護認定率19.4% 内、ひとり暮らし31.2% 複数世帯14.2%)
- ▶ 通院や往診等、何らかの方法で医療を受診している人は、高齢者 一般で約8割、要介護認定者では約9割を占める。
- ▶ 認知症高齢者は現在2万4千人と推計。平成37年には3万1千人に。
- ▶ 介護給付費は平成27年度459億円で、10年後には1.4倍の約632億円に。

#### センター運営の課題

- ▶ 区民や事業者と連携して、高齢者を支える中核的な機関としての役割を果たすことが求められているが、来所者の相談対応や、総合事業実施に伴うケアプラン作成件数の増加により、業務が過大となっている。
- ▶ 高齢者を支える機関として、本所、支所、併設支所、在支の4種類を 運営しているが、区民から見てわかりづらい仕組みとなっている。

### 国・都の動向

- ▶ 国は平成30年度を目途に、区市町村の保険者機能の強化に向けて検討を進めており、区市町村による高齢者の介護予防や自立支援の取組に対しインセンティブを与える仕組みも検討されている。
- ▶ 都による医療計画と、区による高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の同時改定が行われる平成30年度に向け、医療と介護の一層の連携強化が必要

以上の状況から、センターには一層の機能強化が求められている

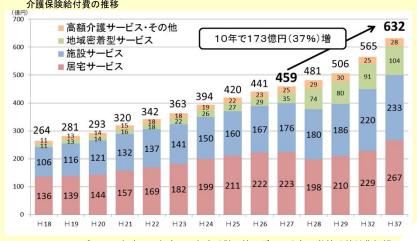


要	要介護認定状況(平成27年3月末)					
		要介護 認定率	要介護 認定者数			
	高齢者全体	19.4%	29,500人			
	うち、ひとり暮らし	31.2%	14,500人			
	うち、複数世帯	14.2%	2,200人			
_						
		要介護 認定率	要介護 認定者数			
前期高齢者全体		5.0%	3,800人			
	うち、ひとり暮らし	9.2%	1,700人			
	うち、複数世帯	3.7%	2,200人			
往	後期高齢者全体	33.8%	25,700人			
	うち、ひとり暮らし	45.4%	12,800人			

27.0%

12.900人

うち、複数世帯



#### - ※平成27~29年度、32年度、37年度は計画値。グラフ上部の数値は給付費総額。

# 区政改革計画素案

平成28年5月、区政改革推進会議の提言を踏まえ、区政改革計画(素案)を作成。高齢者相談の体制についても明示

- ▶ 本所と支所の役割分担を見直し、在宅療養など医療と介護の連携に関する相談を充実します。
- ▶ 区民ボランティアが高齢者の自宅を訪問し、高齢者相談センターの専門相談につながる仕組みを作ります。

# 今後の地域包括支援センターがめざす方向性

## めざす方向性

超超高齢社会の到来に向けて、地域包括支援センターは、各地域ごとに区民や地域団体、介護事業者等と協働し、地域包括ケアシステムの中核機能を更に発揮できる体制をめざす

向けた機能強化第7期(30~33年度)に

- ①訪問支援の充実など、ひとり暮らし高齢者支援の強化
- ②医療・介護連携や認知症対策の充実など、相談・調整機能の強化
- ③区民・地域団体・事業者との協働による介護予防・自立支援の強化
- ④委託法人と区が一体となった高齢者虐待対応、困難事例対応の強化



# 地域包括支援センターを強化するためには現在の本所・支所体制を含めた見直しが必要

# 今後の予定

平成28年8月~9月 ケアマネジャー、各センターへのアンケート調査を実施

平成28年11月 高齢者基礎調査を実施

平成29年2月 センター見直し案の作成、移行準備開始

平成29年10月 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (素案) 作成

平成30年3月 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定、関係条例改正

平成30年4月 新体制での運営開始